



部活動地域連携・地域移行の全体像		
	学校部活動 (部活) 学校部活動の地域連携 (地連)	休日の地域移行
位置づけ	(部活・地連) 学校教育の一環 (地連) 拠点活動・合同部活動や部活指導員を配置するなどしてやりたい生徒に活動機会を確保	学校と連携して行う 地域のクラブ活動
運営母体	学校	① 地方公共団体 (自治体) ② 新たな多様な運営母体 既存の総合型スポーツクラブ、スポーツ少年団、サッカークラブ、民間事業者、保護者会等組織の発展系等
指導者	(部活) 顧問教師 (地連) 部活動指導員・顧問教師	地域の指導者 希望する教員 (兼職兼業届の提出・受理)
参加者	(部活) 当該学校生徒 (地連) 関係する学校の生徒	地域の中学生 (さまざまな参加形態を想定)
場所	(部活) 当該学校施設 (地連) 拠点校の施設・当該学校施設	当該校の学校施設を含む公共施設、民間施設等
費用	用具・交通費等の実費	会費 (可能な限り安く設定) 用具・交通費等の実費
けが等の補償	災害給付	各種保険 (団体および個人で加入)

部活動地域移行とは

少子化により今まで同様の学校単位での部活動を実施していく体制の運営は困難になっています。さらには集団スポーツであるサッカーなど単独の学校では活動も大会参加もできなくなる状況も生まれ、部活動の存続自体が難しい状況があります。こうした中で、学校における部活動改革の必要性が指摘され、国は検討会議の答申をふまえて令和5年4月から7年度末の3年間を、学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行 (以下地域移行) 推進期間として位置づけました。

部活動の地域連携・地域移行は、地域の子どもたちは地域で育てるというの元、地域のスポーツ・文化資源を最大限に活用し、**生徒のニーズに応じた多様で豊かな活動を実現するためのものです**。JFA では地域移行の機をチャンスととらえ、部活動推進委員会を設け、サッカーをしたい生徒がニ

ーズに応じて活動できる環境をつくるためのさまざまな方策を検討しています。Japan's way におけるダブルピラミッドの中でも中学生年代における「参加する、楽しむサッカー環境」をより整備していくために「だれもが」「どこでも」「いつまでも」サッカーを楽しみ続けられる「ありたき姿」を描いています。詳しくは JFA のホームページグラスルーツから部活動地域移行を参照してください。(下記 URL)

https://www.jfa.jp/grass_roots/school_club_transition/news/00031990/

一方、部活動が地域に移行する、ということがニュース等でとりあげられることは多くなったのですが、正しい情報が伝えられないことから、誤解を生んでいる状況もあります。例えば、学校以外のクラブも中体連主催大会に参加できるとされたことから、Jクラブも街クラブの B チームも

出られるようになった、という話もありましたが、中体連の大会参加については、「地域クラブの参加特例」を設け、クラブユース連盟に加盟・登録していないこと、JFAに登録している団体であることを満たす「地域移行したクラブチーム」のうち、日本中体連が定める参加資格を満たすものの参加を認めています。また、最近では小学校の保護者や少年団の指導者等から「中学のサッカー部がなくなる」「顧問の先生が指導できなくなる」というような声が聞かれますが、学校の部活動がなくなるわけではありませんし、現在部活を指導している先生も休日移行したクラブで指導することが可能です。ただし、部活動地域移行は、教員の働き方改革の一端を担うものでもあるので、指導や運営担当を望まない顧問の先生は、休日移行した活動には参加しなくてよいことになります。従って、休日移行する部活動での指導者・運営担当者の確保が必要です。こうしたことをふまえ、各自自治体・学校で具体的な移行にむけての準備が進められていますし、いくつかの市町村では実際に移行した部活もあります。

よくある質問 その1

Q：休日の部活動を地域に移行するとはどういうことですか

A：土日・祝日の活動について、学校管理下ではなく、他の運営母体の管理下で活動するようになるということです。したがって、活動における指導は学校部活動の顧問教員以外が指導することになります（希望する教員は引き続き指導可能）。土日の大会の引率指導については、中体連の規定の見直しなどが必要となるので、当面は現状と同様になります。

Q：休日の地域移行をすすめるためサッカー部がなくなると聞いたのですが？

A：生徒数の減少でサッカー部員の数在今后11人を維持できない、もしくは、すでに数年11人よりも少ない学校の部活については、学校の判断でサッカー部が廃止になるところもありますが、地域移行を理由に今のサッカー部がなくなるといったことはありません。

Q：今の活動の仕方と何が変わるのですか。

A：休日移行した活動は、「学校管理下」ではなくなります。そのため以下のようなことが変わります。

- ① 指導は地域移行する団体に所属する定められた研修を受けた指導者が行います。そ

の中には平日に顧問として運営・指導にあっている教師の中で指導を希望する教師も含まれます。教師は、「兼職・兼業届」を所属長に提出し認められれば参加できます。また、運営団体から指導者には対価が支払われます。

- ② 運営は新たな団体が行います。学校の責任のもとに活動するのではなく、運営主体が定める決まりのなかで活動を行います。
- ③ 活動場所は公共施設、現在使用している当該学校のグラウンドなどになりますが、学校施設を利用する場合は学校開放同様に学校の許可が必要になります。
- ④ 休日の活動は、学校の管理する部活動ではないので、発生する費用については、あらたに会費を集めることになります。（実際には、用具や備品などの使用についてサッカー部のものを流用することを学校と相談して決めることもあるかもしれません。）

Q：休日移行はいつから始まるのですか。

A：準備が整ったところから順次移行となっています。準備とは、

- ① 活動を支える運営母体を確立する。
- ② 学校との連携事項が運営母体とで確認される。

また、順次移行ですので、「〇年〇月から土日は全部地域移行したクラブで行います」、ということではなく、月1回程度の活動を移行した団体の活動として実施していく形になることが多いでしょう。

Q：大会参加について部活動が地域移行することにより、中体連大会に学校以外のチームも出場できるようになると聞きましたが、地域移行したクラブ（部活）はどうなりますか。

A：その団体が、JFAにクラブ登録している（クラブユース連盟加盟）場合は中体連大会に参加することはできません。総合型地域スポーツクラブ、あるいは民営事業者のクラブ、街クラブが母体になったあらたな団体として発足したクラブの場合、JFAに登録（その他団体）し、中体連が定めた規定に沿って活動しているかが参加ができるかどうかの判断の基準となります。

部活動地域移行は中学生だけのことではありません。サッカーファミリーを増やす機会となるはずで、理解を深め、協力をお願いします。次回は、具体的な事例についてもお知らせする予定です。